

「教え育てる道徳教育」指導資料

「とちぎの子どもたちへの教え」

指導事例集



平成25年3月
栃木県教育委員会

はじめに

学校における道德教育は、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。平成23年3月に策定した「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の中では、道德教育の充実を重要な施策の一つに位置付けており、集団で学び生活する学校の特質を生かしながら道德教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携した取組を推進することとしています。

昨今、生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の低下、責任感の欠如、モラルに欠ける行動など、子どもたちの道德性に関わる問題が指摘されています。また、各学校ではこれまで、道德の時間を要として道德教育に力を入れてきているところですが、道德性が十分に身に付いていない子どもも見られます。

このような状況を踏まえ、本県では、日常的な生活場面等を含むあらゆる教育活動の中で「人として、してはならないこと、すべきこと」をしっかりと教えるとともに、道德の時間を中心に、教えた内容との関連を十分に図りながら道德的実践力を育み、各学年段階で必要な道德性を身に付けさせたいと考え、「教え育てる道德教育」を推進しているところです。

本書は、平成24年1月に発行したリーフレット「とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと」をもとに、「教え育てる道德教育」の考え方やリーフレットの内容を分かりやすく解説するとともに、一つ一つの「教え」について授業中や日常的な学校生活の場面での具体的な指導事例を掲載しました。また、指導の際に留意すべき道德の内容項目や「心のノート」などの関連資料も示しています。

本資料に示した具体的な指導場面を参考に、子どもたちの実態や教えるべき内容を十分に吟味し、機会を捉えて適切な指導を行うことで、より多くの子どもたちが「とちぎの子どもたちへの教え」を身に付けられるように、指導の充実を図っていただきたいと思います。

最後になりますが、御多忙にもかかわらず、本資料の作成に当たり御尽力いただきました、作成委員の方々に、心から感謝申し上げます。

平成25年3月

栃木県教育委員会教育長 古澤 利通

目 次

はじめに

I	資料の活用にあたって	-----	p.1
II	「教え育てる道徳教育」概念図	-----	p.2
III	「教え育てる道徳教育」について	-----	p.3
IV	理解を深めるためのQ & A	-----	p.4
V	「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例	-----	p.5
○	小学校 低学年	-----	p.6
	・あいさつをする		
	・人のものをとらない		
	・人の悪口を言わない		
	・人に暴力をふるわない		
	・うそをつかない		
○	小学校 中学年	-----	p.16
	・約束やきまりを守る		
	・みんなのために働く		
	・嫌がられることをしない		
	・過ちを素直に改める		
	・友だちと助け合う		
○	小学校 高学年	-----	p.26
	・法やきまりの意義を理解する		
	・人々と助け合う		
	・異なる立場を大切にす		
	・集団の中で自分の役割を果たす		
	・時と場をわきまえる		
○	中学校	-----	p.36
	・法やきまりの理解を深める		
	・地域社会の一員としての自覚をもつ		
	・様々な集団の意義について理解する		
	・時と場合に応じた適切な言動をとる		
	・自他の生命を尊重する		
VI	参考資料	-----	p.46
VII	「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集作成委員	-----	p.50

関連資料

I 資料の活用に当たって

1 作成の目的

「とちぎの子どもたちへの教え」リーフレット（平成24年1月）に示した各学年段階の指導事項について、指導の参考となる具体的な事例を提示することで指導の充実を図っていただき、より多くの子どもたちが「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項を身に付けられるように、本事例集を作成しました。

2 資料の構成

前半には、「教え育てる道徳教育」についての理解を深められるように、概念図や説明、Q&Aを掲載しました。

後半には、子どもたちを指導する際の参考となるよう、「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項について、授業の場面だけでなく授業以外の場面も含め、具体的な指導事例を示しました。

3 指導する際の留意事項

- (1) 「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項については、あらゆる教育活動の中で繰り返し、「だめなものはだめと教える」ことや「教えるべきことはしっかりと教える」ことが重要です。
- (2) 「とちぎの子どもたちへの教え」を指導する際には、一方的に教え込むのではなく、考えさせる時間をとるなど、子どもを納得させていく指導が大切です。
- (3) 各指導事例に示した関連する「道徳の内容項目」を参考に、指導事項を身に付けさせる指導と併せて、それぞれの内容項目につながる道徳性も育成してください。
- (4) 「とちぎの子どもたちへの教え」の指導に当たっては、各校の子どもたちの実態や家庭・地域の実情に応じて、各指導事項を見直したり、新たな指導事項を追加したりするなど、必要に応じて自校化を図ってください。

4 資料の活用例

- (1) 事例に示した場면을意図的に設定したり、他の指導場面に応用したりすることで、「とちぎの子どもたちへの教え」の指導の機会を増やすとともに指導内容の充実を図ります。
- (2) 系統的な指導ができるよう、道徳教育の全体計画や年間指導計画に加え、各教科等の年間指導計画を含む学校の諸計画に位置付けて活用します。
- (3) 「栃木県版 心のノート」や「子どもたちの規範意識を育てるためのルール・マナー教材集」等と関連付けた指導を行うことで、より効果的な指導を展開します。
- (4) 指導事例を参考に、学校生活の様々な場面で行われている指導を道徳教育の視点から見直すことで、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育をより充実したものにします。



Ⅱ 「教え育てる道徳教育」概念図

【本県が推進する「教え育てる道徳教育」とは】

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」（主として道徳的実践の指導）と「育てること」（主として道徳的実践力の育成）をともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する教育活動のことです。

「教え育てる道徳教育」概念図

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。

教える

道徳的実践の指導

- ・ 日常的生活場面等を含むあらゆる教育活動の中で、道徳的価値を意識させながら、道徳的行為が身に付くように繰り返し指導します。



育てる

道徳的実践力の育成

- ・ 道徳の時間を中心に、道徳的価値の自覚が深まるように指導したり、自己や人間としての生き方について深く考えさせたりします。

関連
付け

とちぎの子どもたちへの教え

～人として、してはならないこと、すべきこと～

「教えること」・「育てること」、共に大切！
互いに関連付けて子どもたちの道徳性を育みましょう！

Ⅲ 「教え育てる道徳教育」について

「教え育てる道徳教育」について

子どもたちの中には、道徳性が十分に身に付いていない子どももいますが、その原因の一つに「教わるべきことをしっかりと教わっていない」ことが考えられます。

そこで、「道徳的実践の指導」の充実に向けて、日常生活場面等を含むあらゆる教育活動を通して、「人として、してはならないこと、すべきこと」をしっかりと教えられるように、「とちぎの子どもたちへの教え」を示すこととしました。また、道徳の時間では、「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項との関連を十分に図った上で、考えさせたり、気付かせたりしながら「道徳的実践力を育成」し、子どもたちが各学年段階で必要な道徳性を身に付けられるよう、「教え育てる道徳教育」を推進することとしました。

「とちぎの子どもたちへの教え」について

本県では、「教え育てる道徳教育」を推進するに当たり、重点化を図った指導が重要であると考え、子どもたちの社会的自立に向けて、学校や社会で生活する上でぜひ身に付けてほしい事項を「とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～」として、学年段階ごとに五つずつ示しました。

また、この五つの指導事項は、学習指導要領に示された各学年段階での配慮すべき重点を踏まえたものにもなっています。各学校の子どもたちの実態や家庭・地域の実情などを考慮した上で、指導すべき事項を見直すなど、必要に応じて自校化していただきたいと思えます。

「道徳的実践の指導」と「道徳的実践力の育成」について

「道徳的実践の指導」と「道徳的実践力の育成」について、「友人への悪口」を例にして考えてみましょう。

道徳的実践の指導

悪口をやめさせる指導



悪口はやめなさい。
言われてた人は、
どんな気持ちになりますか？

【道徳的実践の指導】
悪口を言っている場面を見逃さず、悪口をやめるよう指導するとともに、悪口に関わる道徳的価値を確認することで、今後も悪口を言わないようにさせます。
機会を逃さず、その場で指導することが重要です。



道徳的実践力の育成

悪口をやめようと思う
内面的資質の育成



道徳の時間が中心
・思いやり ・友情
・公德心 ・寛容
・善悪の判断 等

【道徳的実践力の育成】
道徳の時間を中心に、悪口に関わる道徳的価値について、考えを深めたり、より高い価値に気付かせたりしながら、悪口をやめようと思う内面的資質を育てます。
計画的、発展的に指導することが重要です。

子どもたちの道徳性を高めるためには、「道徳的実践の指導」と「道徳的実践力の育成」を互いに関連付けて指導することが重要になります。例えば、道徳的実践の指導場面を道徳の時間の振り返りで生かしたり、道徳の時間で深めた道徳的価値に基づいて、道徳的実践の指導の充実を図ったりすることが考えられます。

IV 理解を深めるためのQ & A



Q 1 : 「教え育てる道徳教育」の考え方は、本県独自のものですか。

A 1 : 「教え育てる道徳教育」という文言は本県独自のものであり、本県では、『教えること』＝『主として道徳的実践の指導』、『育てること』＝『主として道徳的実践力の育成』と捉えています。

小・中学校の「学習指導要領解説 道徳編」には、「道徳教育は、道徳的実践力と道徳的実践の指導が相互に響き合って、一人一人の道徳性を高めていくものでなければならない」と示されていることから、本県が推進する「教え育てる道徳教育」は、学習指導要領に示されている内容と整合性があります。



Q 2 : 道徳的視点に立って「教える」ときの留意点は何ですか。

A 2 : 大切なことだからといって一方的に教え込むのではなく、時には考えさせる時間をとりながら、子どもを納得させていく指導が重要です。また、指導に当たっては、関連する道徳的価値を十分に意識させるとともに、一人一人の子どもの中にある「よりよく生きたい」という思いに気付かせるような配慮も必要になります。



Q 3 : 各事例の内容は、今までも学校現場で実際に指導されている内容だと思いますが、どこか違いがありますか。

A 3 : 本事例集に示した事例の多くは、既に学習指導や児童・生徒指導として実際に指導されている内容です。本事例集では、「とちぎの子どもたちへの教え」を指導する際の参考になるよう、それらの指導を道徳教育の視点から捉え直し、具体的な指導のポイントを示してあります。

なお、指導に当たっては、単なる価値の押し付けとならないよう、学習指導要領に示された「道徳の内容項目」との関連を意識し、価値について考えを深めさせたり、より高い価値に気付かせたりする指導が大切です。



V 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例

【ページの構成】

関連する内容項目：○ー（○）

ここでは、「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項と関連の深い内容項目が示してあります。

（解説p.〇〇）← 小・中学校それぞれの「学習指導要領解説 道徳編」のページが示してあります。

場面 1

場面 1 は、各教科等の授業を中心とした事例です。

場面 2

場面 2 は、日常の生活場面等を中心とした事例です。

ここでは、「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項を道徳の内容項目と関連させながら指導する際のポイントが示してあります。



具体的な指導内容について、会話形式を多く用いて示しています。

【指導上の留意点】

ここでは、指導の際に留意していただきたいことが示してあります。

★ ← この印は、留意点の中で家庭や地域社会との連携に関わる部分です。

ここでは、本県の各指導資料との関連が示してあります。

「心のノート」との関連（ここに示したページ数は、「栃木県版 心のノート」のページ数になります。）

「ルール・マナー教材集」との関連

「情報モラル育成資料集」との関連

「学業指導の充実に向けて」との関連